資料２－１

**行政文書における性別記載の点検・見直しについて**

性的マイノリティの人々については、「出生時に判定された性と性自認が一致し、性的指向は異性」という社会の多数派とは異なる者として、当事者は周囲の無理解や偏見などから生活の中で様々な困難を抱えている。

　性的マイノリティの人権問題についての理解を深め、偏見や差別をなくしていくため、平成29年3月に「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針をとりまとめ、啓発や研修等に取り組んでいるところである。

今般、性的マイノリティの人々への配慮の観点から、平成30年度において、各部局等が行政文書に不必要な性別記載欄を設けていないか点検するとともに、廃止等の見直しを検討する取組を全庁的に実施し、また、この取組を通じて、各部局等における施策運営において、性的マイノリティの人々への配慮の取組を検討するよう要請を行っている。

■行政文書における性別記載の点検・見直し

[対象機関]

　　全部局（行政委員会、議会事務局を含む）

[対象文書]

1. 府民が府に提出する文書（申請書、届出書、報告書、アンケート等）
2. 府が府民に交付する文書（証明書、通知書、許可証、アンケート等）

のうち、性別記載欄を設けている文書

　　　法令、条例、規則、要綱・要領等に基づくもののほか、今後も継続的に使用が見込まれるもの

[主な点検項目・見直し内容]

1. 対象文書の種類、媒体、文書名、根拠法令等
2. 必要性の点検
3. 見直しの検討

❶ 廃止する

❷ 工夫する（工夫している）

❸ 現行どおり

点検・見直し集計（概数）

現在、直近３年間における国連の動き（人権教育のための世界計画第３フェーズ）、人権関連個別法

（ヘイトスピーチ、部落差別解消）反映や、情報の時点修正及び文言修正・移動等の点検作業を実施中。

|  |  |
| --- | --- |
| 性別記載を設けている文書数（Ａ） | 約６００件 |
| うち、国など大阪府以外の機関が様式を定めているため、府に  裁量の余地がない文書（Ｂ） | 約２１０件 |
| 見直しの裁量がある文書数（Ａ）－（Ｂ） | 約３９０件 |
| ❶ 廃止する | 約１５０件 |
| ❷ 工夫する（工夫している）  （例）男性・女性以外の選択肢を設ける・自由記載・裏面記載に変更 | 約５０件 |
| ❸ 現行どおり  （例）・性別により配慮又は対応を区別する必要があるため  　　　 ・医療上や統計上収集する必要があるため　　等 | 約１９０件 |